

奈良時代の宣

吉川 真司

【要約】 本稿は奈良時代の史料に見られる「宣」の性格を論じたものである。宣は、①女官などが内裏の意向を伝えた〈奏宣の宣〉、②官司内の事務決裁たる〈宣判〉、③それ以外の私的な〈權威的な宣〉、の三つの類型に分けられる。このうち〈宣判〉の実体は文書・判文である場合があり、官司内の宣は文書行政と密接に関係していた。ここで〈宣判〉という関係が成り立つのは、日本律令国家の官司が案巻による自筆決裁のシステムを当初から持たず、主典の公文読申に対して口頭処分がなされていたからである。一方、宣の伝達経路・方法もある程度復原し得た。そして、女官などの〈奏宣の宣〉が口頭伝達らしいこと、宣を伝える文書が存在したこと、それが形式・手続的に平安時代の宣旨の起源と解されること、などが明らかになった。

史料 七一巻四号 一九八八年七月

序

本稿は、奈良時代の史料、特に正倉院文書に数多く現われる「宣」の性格を明らかにせんとするものである。そのなかで、奈良時代における命令の伝達、官司の事務決裁の実態を解明できればと思う。また、平安時代の宣旨の起源についても見通しを得たい。

従来の研究で、奈良時代の宣に本格的に言及した最初のものは、土田直鎮氏の「内侍宣について」^①であった。この論文では、①宣を下したものを以下「宣者」とするは僧俗男女多種多様である、②すべての宣が勅旨を伝えるものではないが、女性の宣は勅旨に基づくものであろう、③(男性の)宣は、上役から下役へといった基本的な命令伝達法で、単に「命令」

と解すべきものである、④宣は口頭伝達と関係がある、⑤宣の原文は遺存していない、⑥宣の形式や手続きは不明であるが、後代の宣旨の淵源と見られる、などの点が論じられた。宣を考える上での基本的文献である。

今江広道氏の「内侍宣・口宣案」^②は、土田論文を全面的に継承したものである。ただ、⑦令文に見える宣は勅旨の宣伝か議政官の議決事項の宣告で、日常の事務処理を行なう奈良時代の宣とは「性質のまったく異なったものである」とされた点は注目される。

更に、武光誠氏は「奈良・平安時代の太政官政治と宣旨」^③において、土田説を発展させつつ独自の見解を明らかにされた。氏は宣の成立について、⑧宣は大宝公式令施行後に使用され始めた、⑨それはまず移の中で使用され、他の文書に及んだらしい、とされる。そして、⑩令制の三判制が早く崩壊し、四等官の一人が政務を専決する方式が成立したが、これが宣旨の成立と関わる、と宣旨と事務決裁の関係を示唆された。これは宣と事務決裁の関係と読み換えても良からう。氏は、⑪所謂宣旨は、奈良時代の諸官司の宣にならって、上宣官符が簡略化されて成立した、との見通しを示されているからである。以上、研究史を辿ってきたが、各説の検討は多くの宣を更に深く分析することで果たされねばならない。何故なら、どの論文でも少数の事例が紹介された後、結論が簡潔に示されるのみだからである。そこで、本稿では次の二点に注意を払って考察を進めたい。

第一に、良質の史料の分析から出発すること。宣の実体が明確でない原因は、個々の史料の情報量が少ないことにある。従って、実態を比較的明瞭に示してくれる史料を抽出し、分析することから始めるのが有効な方法と言えよう。

第二に、宣の全体構造を明らかにすること。同じく宣と言っても、勅旨の宣伝から官司内の事務決裁まで、いろいろなレベルのものが存在する。それらを可能な限り分別し、相互にいかなる関係にあったかを明確にせねばならない。

史料は、『大日本古文書』に収められた文書・帳簿にほぼ限定する。そこから得た知見をもとに他史料に向かえば良いし、それが可能なだけの情報量を、正倉院文書をほぼ網羅した『大日本古文書』は蔵しているからである。

- ① 『日本学士院紀要』一七一三、一九五九年。
② 『日本古文字学講座』古代編Ⅱ、一九七九年。
③ 『奈良平安時代史論集』下、一九八四年。

④ このほか、塩田陽一「内裏宣」について、『続日本紀研究』一四二、一九六八年）がある。

I 宣の实体

本章では、宣という語で表現される命令の实体の一端を明らかにする。また、その前提として、宣の用途による分類と数量を示し、奈良時代の宣の全体像を素描しておきたい。

(1) 宣の概要

正倉院文書の大部分は、写経所関係の文書・帳簿である。^① 本稿で扱う宣も、ほとんどが写経所関係の史料に出現する。宣はその用途から、a 写経を命ずる宣、b 經典の奉請を命ずる宣、c 物品の出納を命ずる宣、d その他、の四種に大別することができる。^②

a 写経を命ずる宣

まず、写経事業に最も密着した、写経そのものを命ずる宣を取り上げる。^③

正倉院文書を残した写経所は光明皇后の皇后宮職の写経所に始まり、場所と名称を幾度か変えつつ、最終的には造東大寺司の写経所として活動を続けた。^④ この写経所の主たる任務は御願の一切経の書写であったが、これに並行して臨時に特定の經典を書写することも行なわれていた。^⑤ ここで写経を命じた宣を見ると、御願の一切経の書写に関する宣は僅か一例にすぎない。^⑥ 残りの全てが臨時の写経を命ずるものなのである。その多くは内裏の時々の意向に基づく写経と考えられるが、私願経も含んでいる。^⑦ 宣者はまさに僧俗男女多種多様である。また、この種の宣は天平八年から宝龜二年までの長期間にわたって出現する。

写経を命ずる宣の多くは、宣を受けた事実を明記しただけの二次的な史料に見える。ただし、写経目録、底本や紙の出納帳簿、布施請求文書やその下書き、などの複製の史料に同一の宣が何度も出現することが少なくない。この種の宣はのべ四三一通見えるが、実際には一七一通が発されたに過ぎず、同一の宣が平均二・五二回現われるのである。

b 經典の奉請を命ずる宣

宣の中で最も多いのが、經典奉請を命ずる宣である。「奉請」とは、貸出・借用の双方を意味する概念である。従って、ある奉請が貸・借のいずれであるかは慎重に判断しなければならないが、宣による經典奉請は大部分が写経所からの貸出に関するものと考えて良い。何となれば、写経所が他の寺や僧から經典を借用するのは写経の底本とするためであるが、一切経書写の場合には底本奉請の宣はほとんど発されていない。一方、臨時の写経の場合、借用の宣が必要になるのは、発願者から底本が提供されず、しかも写経所に集積された一切経が底本に利用できない時に限られる筈である。実際にも、臨時写経の底本の借用そのものを命じた宣はほとんどない。このように經典奉請を命ずる宣の大部分は写経所からの貸出に関するものであり、經典の借用を命ずる宣は特殊な例なのである。

宣によって写経所から貸出された經典の大部分は、書写された一切経と見て良からう。一切経はいくつもの櫃に収められていたが、その貸出は櫃毎に記録される場合があった。このため、一通の宣で複数の櫃の經典が貸出された場合、史料上は別の宣のように見える場合がある。この観点から同日同一人による同一場所への奉請の宣を重複記事と見るなら、のべ四八〇通の奉請の宣の実数は、三三三通ということになる。この種の宣の初見は天平十二年、終見は宝龜五年。ここでも宣者は多様であり、二次的な史料が多い。

c 物品出納を命ずる宣

写経所では、写経事業を運用するために多様な物品が収納・出用された。宣はこのような場合にも発されており、八九通(のべ一〇二通)を確認することができる。

まず、經典の材料(紙・縮・軸・筆・墨など)の出納にあたって宣が発された場合がある。全部で六〇通あるが、紙の出納の宣が最も多い。宣者は造寺司官人が大部分である。事由は、写経料紙を本来の用途以外に使用するものか、料紙を内裏などに送進するものである。つまり、尋常でない使用・支出の場合に特に宣が発されるのである。また、縮などの出納に關する宣にも使用・移送を事由とするものが多く、納入の宣は見当たらない。

このほか、韓櫃・席・經台などの写経關係の調度の出納を命ずる宣が一五通。ほぼ全てが他所への移送を命じたもので、宣者も造寺司官人がほとんどである。また、布施・錢・米など、写経事業の經費に屬する物品の出納の宣が一四通。使用や給付などの支出に關するものが多い。ただし、錢の納入を命じたものと解し得る宣も存在する。¹⁵⁾

以上が写経所における物品出納の宣である。造寺司官人を宣者とし、尋常でない使用や移送を命じたものが大半を占めた。なお、写経所以外の史料では、正倉院宝物の出蔵を命ずる宣が見られる。¹⁶⁾七通(のべ二九通)すべてが内裏の意を受けたものと思しい。また、出納に關係したはずの造寺司官人は宣者として現れず、写経所の出納とは対照的である。

d その他の宣

最後に、a・b・cの分類に入れられなかった七五通(のべ一九通)の宣に触れておく。¹⁸⁾

まず目につくのが、天平宝字六年の石山寺造營をめぐる宣二一通(のべ四七通)である。この造營事業は關係史料が正倉院文書中に遺存したことで有名であるが、造營を指揮した良弁などの宣がその中に見い出されるのである。良弁は石山と奈良を往還し、造營などに関する雑多な宣を發していた。また、内裏からの宣も見えるが、女官の宣だけでなく、良弁が内裏宣を伝達している場合もある。¹⁹⁾このほか、造石山寺所別当の安都雄足、造東大寺司政所や官人などの宣も見えるが、いずれも臨時の処分と思しい。

次にあげるべきは、議政官の宣である。まず、太政官符・太政官牒に引用された宣は、やはり平安時代に一般化する上宣の源流であろう。著名な九条家本『延喜式』裏文書の官符中のものを含め、全部で一九通(のべ二八通)。一方、官符・

官牒以外にも議政官の宣は少なくないが、参議の宣も見られるなど、上宣との関係は慎重に考察されねばなるまい。全部で一二通（のべ一八通）^②。

また、ある官司が被管官司や個人宛に発する宣も見られる。a～c以外では、節度使・支蕃寮・中務省・文部省の宣各一通がある^③。他の史料には、このほか太政官・弁官・民部省・彈正台の宣が見える^④。個人の宣が大多数を占める中にあって特殊な存在である。

このほか、雑多な宣が一九通（のべ二二通）確認できる。内訳は、造仏関係三通、莊園関係三通、召喚三通、人・物の送進六通、その他四通である。

以上、『大日本古文書』に見える、のべ一一六一通、重複分を除いた実数六六五通の宣の概要を紹介した。一覧表を示したほうが明快かつ厳密ではあるが、宣の現われ方・用途・数量の大枠は提示できたから、論の前提としての役割は果たし得たと思う。

(2) 宣の实体

本節では、二通の宣を例としながら、宣の实体の一端を説明していききたい。

a 天平勝宝元年九月の瑜伽論奉請の宣

まず、次の二つの史料を検討することにする（ともに一一一七三）。

① 奉請経事

右、奉色々紙写維珂論、随将奉写、不過今時令奉請。今状注申送。

尼公宣

天平勝宝元年九月八日主典葛井連根道

付従国嶋

② 東大寺写経所謹奏

瑜伽論六卷^{第一三四五六卷著}「以天平勝宝二年七月十六日、依員奉返旨訖」^{使山口人成}

右、依葛井根道今日宣、貢進如前。但表紙色未仰給、不得裝潢。謹奏。

天平勝宝元年九月八日文蕃頭從五位上

王

右の二通の文書は、天平勝宝元年～四年における瑜伽論百卷の書写に関するものである。書写を担当した造東大寺司写経所は底本を僧綱に求めたが、その貸借に関する一連の文書が「瑜伽論帳」として残されている。^③①②はその一部である。①は、写し終った瑜伽論を内裏に奉請(「貢進」)せよとの尼公の宣を、造東大寺司主典の葛井根道が写経所に伝えたもの。これを承け、既に写し終えていた六巻を進上した送り状の控えが、②である。表紙も着けないまま急遽貢進している点、①の「不過今時令奉請」なる文言とまさに対応する。また、②が①の奥に追記されているのも両史料の直接の関連性を物語る。このように、①②は命令とその履行という密接な関連のもとに把握されねばならない。^④

さて、史料①②で注意すべきは、以下の三点である。

第一に、同じ内容の命令が、①では「尼公宣」、②では「葛井根道宣」と表現されている点。これは言うまでもなく、尼公↓根道↓写経所、の経路で宣が伝達されたためである。つまり、宣の伝達が行なわれた場合、伝達した人物も宣者として現われることがあると言える。現に、ある史料で宣を「奉」っている人物が、別の史料ではその宣の宣者として現われる事例も存在するのである。^⑤そしてこの事実から、同一内容の宣について異なった人物が宣者として見える時、その後には宣の伝達が存在したことを想定することができる。表一は、それら全てを集成したものである。史料①②を含め、二八例が確認される。

第二に、①が宣を伝える文書である点。平安時代の宣旨は、宣を承った官人がそれを文書化したものであるが、その点

〈表一〉 宣者の相違

年月日	種類	宣者1(出典)	宣者2(出典)	備考
天平15. 2. 5	写経	政所(2-341)	史生田次万呂(8-337)	
15. 8. 12	写経	尼公(10-375, 10-378)	市原王(10-375*)	
15. 11. 17	写経	尼公(10-375, 10-378)	市原王(8-371, 10-375*)	四
16. 9. 10	写経	春宮坊政所(8-370, 11-170, &)	高屋赤麻呂(10-375, 10-378)	四七
18. 2. 28	写経	尼公(10-375, 10-378)	市原王(9-64, 10-375*)	
18. 3. 3	写経	尼公(10-375, 10-378)	市原王(9-64, 10-375*)	
18. 10. 11	写経	尼公(10-375, 10-378)	市原王(8-582, 9-66, &)	
18. 12. 4	奉請	犬養命婦(11-451)	田辺真人(11-225, 11-358)	四
19. 1. 28	奉請	犬養命婦(9-329)	皇后宮少屈川原凡(3-414)	二
19. 7. 27	写経	尼公(10-376, 10-378)	佐伯今毛人(9-68, 10-376*)	
19. 11. 19	写経	因八麻中村(8-371, 10-442, &)	真深女(9-452*)	
20. 8. 2	写経	尼公(10-597, 10-602, &)	佐伯今毛人(3-471, 10-589, &)	
20. 12. 4	奉請	行信(11-227, 11-359)	佐伯今毛人(11-452, 12-260, &)	
20. 12. 18	奉請	行信(11-227, 11-359)	阿部真道(11-450, 12-259)	
感宝 1. 5. 30	写経	新家弟山(10-610)	佐伯今毛人(3-239, 10-593, &)	
勝宝 1. 7. 23	奉請	佐伯今毛人(13-193)	葛井根道(11-451, 12-259=使)	
1. 9. 8	奉請	尼公(11-73)	葛井根道(3-319, 11-73)	二六
3. 6. 8	奉請	板野命婦(12-1)	佐伯今毛人(12-2)	二六
4. 8. 25	奉請	良弁(12-353)	石川・上毛野(4-90)	五
5. 2. 7	写経	飯高笠目(12-337)	錦部内侍(3-599)	
5. 5. 11	奉請	良弁(10-283)	佐伯今毛人(12-433)	
5. 8. 18	奉請	飯高・錦部(13-23)	佐伯今毛人(9-612*)	五
宝字 2. 6. 16	写経	藤原仲麻呂(13-245, 14-258, &)	高丘比良麻呂(4-311, 14-45, &)	
2. 7. 4	写経	藤原仲麻呂(4-274, 14-258)	池原粟守(4-311, 14-45, &)	二六
2. 8. 16	写経	藤原仲麻呂(14-172, 14-258, &)	池原粟守(4-348, 14-234, &)	
4. 4. 15	写経	藤原仲麻呂(14-393)	高丘比良麻呂(14-411)	
8. 8. 25	奉請	明軌尼公(16-552)	道鏡(16-557)	(?)
神護 1. 5. 6	奉請	大尼延証(5-528)	道鏡(5-528)	二六

- 年月日は史料によってやや異なる場合もある。
- 出典は『大日本古文書』の巻一頁である。三つ以上存在する場合は“&”で表し、二つのみ示した。
- 抹消されている史料には“*”をつけた。
- 備考欄の数字は当該番号の表にも現われることを示す。
- 宣者名などは必ずしも史料の表記に忠実ではない。
- 凡例は表一〜七に共通する。

〈表二〉 宣 = 文書

年月日	種類	宣(出典)	文書(出典)	備考
天平19. 1. 28	奉請	皇后宮少属川原凡(3-414)	皇后宮職牒(9-329)	—
20. 9. 22	奉請	佐伯今毛人(10-382, 11-450, &)	奉請文(10-276)	
20. 10. 28	奉請	良弁(24-176)	寺堂司牒(3-129)	
勝宝 1. 9. 8	奉請	葛井根道(3-319, 11-73)	奉請文(11-73)	一六
1. 11. 3	奉請	安宿王宮(24-168)	奉請文(24-607)	(?)
3. 6. 8	奉請	佐伯今毛人(12-2)	奉請文(12-1)	一六
3. 7. 21	奉請	市原王(3-553)	奉請文(25-37)	
宝字 2. 7. 4	写経	池原粟守(4-311, 14-251, &)	宣文(4-274)	一六
2. 7. 3. 10	写経	道鏡(16-367)	宣文(5-402)	六
7. 6. 30	写経	道鏡(5-450, 16-414, &)	道鏡牒(5-447)	
神護 1. 5. 6	奉請	道鏡(5-528, 大尼延証と)	奉請牒(5-528)	一六

では葛井根道の自筆の文書たる①も同様である。即ち、宣旨のような文書を「宣の原文」というのなら、それは奈良時代にも存在すると言える。これについてはⅡ章で詳述したいが、正倉院文書には宣を伝える文書が少なからず残されている。現在確認しているもので、個人が宣を伝える文書は一九通にのぼる(Ⅱ章表二)。

第三に、②で宣者として現われる葛井根道が、①の文書の署名者である点。根道はこの文書を使者である国嶋に授けて送っているから、写経所には自ら口頭伝達を行なっているわけではない。つまり、史料に「宣」と記されていても、宣を承けた側に直接の口頭伝達がなされたとは限らないのである。宣の実体が文書であり、宣者の実体が文書の署名者である場合もある、と言うことである。表二にそれらを示した。

①②は、以上のような興味深い事実を、集中的に表現する史料なのである。

b 天平勝宝三年九月の維摩経疏奉請の宣
次に、もう一つの例を検討しておく(三一五五六、二二四二)。

③ 維摩経疏一部六卷 法師者口

右、依判官石川朝臣・上毛野君去天平勝宝三年九月二日宣、令奉請寺主平

栄師所。使奴乘川麻呂。 検充他田水主

「四年四月三日檢納已訖。知三島宗麻呂」

吳原生人

④ 寺牒 写経司

右、依有応勘字、件疏奉請如前。以牒。

天平勝宝三年九月二日

寺主「平栄」

「判官石川朝臣

上野君真人」

③④は、天平勝宝三年九月の維摩經疏奉請に関する史料である。③は經典の奉請を記録した帳簿の一部。造東大寺司の判官石川朝臣豊麻呂・上毛野君真人の宣によって、平栄に奉請したことを記している。実際に經典の出納に当たったのは、写經所案主の他田水主。④は、奉請を申請する東大寺牒とそれを許可する判署^②。先の二名の判官が名を連ねている。両史料を総合すれば、(1)東大寺が牒によって奉請を申請する、(2)造寺司官人が牒の奥に判署して許可する、(3)写經所案主が出納して帳簿に記録する、という過程が読み取れる。

史料③④では、次の二点に注目したい。

第一に、③で宣者として現われる人物が、④では判署の主体である点である。換言すれば、③の「宣」の实体は④の判署にほかならない、ということである。ただし、判署は史料によっては許可文言を有する判文となり、判文を簡略にしたものが判署だと理解すべきであろうから、より一般的には、宣者⇨判文の署名者、宣⇨判文、という場合がある、と云うべきであろう。表三にそれらを一覽にした。

なお、右の点と関連すると思われるのは、ある宣と同一の命令が、別の史料では「判」と表現される場合があるという事実である。この「宣」と「判」の通用は、背景に判文・判署があると考えてよからう。表四が現在確認している宣⇨「判」の例のすべてである。

第二に注目すべきは、二名の宣者を持つ宣というものがあるという点である。表五に網羅したが、特殊なものを除けば^①

〈表三〉 宣 = 判文

年月日	種類	宣(出典)	判文	備考
勝宝 3. 9. 1	奉請	佐伯今毛人(3-555=良弁と)	12-41	五
3. 9. 2	奉請	石川・上毛野(3-556)	12-42	五
3.10. 8	奉請	石川豊足(3-557)	12-164	
4. 5. 23	奉請	佐伯・阿刀(12-310)	12-299※	五
4. 8. 25	奉請	石川・上毛野(4-90)	12-353	五
4.11. 9	奉請	佐伯・大蔵(4-91, 10-327)	25-53	五
6. 4. 1	奉請	上毛野真人(3-650)	3-649	四

※：写経所への符。判文に準じた。

〈表四〉 宣 = 「判」

年月日	種類	宣(出典)	判(出典)	備考
天平15. 11. 17	写経	長官王宣(8-371)	判王(8-368, 24-272)	一
16. 9. 10	写経	高屋赤麻呂宣(10-375, 10-378)	判進膳令史(24-272)	一七
18.12. 4	奉請	田辺判官宣(11-225, 11-358)	判田辺(24-181)	一
勝宝 5. 9. 3	奉請	政所宣(3-643)	司判(3-643)	
6. 4. 1	奉請	判官上毛野君宣(3-650)	判官上毛野君判(10-328)	三
6. 8. 22	奉請	判官石川朝臣宣(3-652)	判官石川朝臣判(10-328)	
7. 2. 19	奉請	長官佐伯大夫宣(3-654)	長官判(10-328)	
7. 4. 19	奉請	長官佐伯宿祢宣(4-85)	長官判(10-328)	
宝亀 3. 3. 7	出納	少判官宣(19-248)	政所判(6-383, 20-222)	

大部分が造東大寺司官人二名の宣になっている。これらも、その実体は判文・判署であると考えるべきであろう。ただし、判文への署名は三名なのに、宣では二名だけが現われるという例もあり、出現年代の偏りと併せて注意を要する。

このように、③④は宣が官司内での事務決裁と密接に関連する場合があることを表現する史料である。

以上、a bの二つの事例を素材として、宣の実体を探ってきた。各表にあげた事例は、重複分を除けば八〇例にのぼり、宣全体の八分の一となる。宣は二次的な記録として史料上に現われるものが多く、それらは史料としての情報量が少ないから、僅か八分の一ではあっても宣全体の性格を知る上では大きな役割を果たすと言って良いであろう。そこで、得られた知見を少しく敷衍してみたい。

まず、宣の実体が文書や判文であり、宣者とはそれらへの署名者である、という場合があった事実は重要である。つまり、「宣」と記すから口頭伝達である、と単純には言えないのである。特にそれが頭

〈表五〉二名の宣

年月日	種類	宣者	出典	備考
勝宝 2. 4. ?	出納	長官市原・次官佐伯	3-485	
3. 4. 2	奉請	良弁・次官佐伯	3-545	
3. 4. 13	出納	次官佐伯・主典葛井	11-6	
3. 5. 8	出納	次官佐伯・判官上毛野	11-278*, 11-544*	
3. 9. 1	奉請	良弁・次官佐伯	3-555	三
3. 9. 2	奉請	判官石川・判官上毛野	3-556	三
4. 5. 23	奉請	次官佐伯・主典阿刀	4-89	
4. 5. 23	奉請	次官佐伯・主典阿刀	12-310	三
4. 8. 25	奉請	判官石川・判官上毛野	4-90	一一三
4. 10. 21	出納	判官上毛野・主典阿刀	3-596, 12-335	
4. 11. 9	奉請	次官佐伯・判官大藏	4-91, 10-327	三
5. 1. 26	奉請	次官佐伯・主典阿刀	12-387	
5. 2. 1	奉請	次官佐伯・判官石川	4-92	
5. 2. 1	奉請	次官佐伯・判官石川	4-92	
5. 2. 2	奉請	次官佐伯・判官大藏	4-93	
5. 2. 19	奉請	判官上毛野・主典阿刀	4-94	
5. 3. 9	写経	次官佐伯・判官大藏	12-422	
5. 4. 2	奉請	次官佐伯・判官石川	12-389	
5. 4. 20	奉請	次官佐伯・主典阿刀	12-433	
5. 5. 6	奉請	次官佐伯・判官上毛野	4-94, 12-390	
5. 5. 25	奉請	判官上毛野・主典阿刀	12-434	
5. 6. 21	奉請	次官佐伯・判官大藏	4-95	
5. 8. 18	奉請	飯高命婦・錦部命婦	13-23	一
6. 3. 18	奉請	良弁・次官佐伯	13-64	
7. 5. 2	奉請	次官大藏・判官石川	4-86	
宝字 7. 8. 12	奉請	少僧頭・道鏡	5-456	七

した、宣を伝える文書は見当たらないのである。これは、彼女ら自身が掛かる文書を作成・署名しなかった可能性を示すものではあるまいか。女官・尼は、まさに口頭で造寺司官人に命令を伝え、それが官人によって記録・文書化されたのであろう。そして、こうした女性の宣の大部分は内裏の意志に基づくもの、即ち勅旨・令旨の伝宣であったと見て大過ないと思われる。

著なのは造東大寺司官人の宣であって、まさに文書行政に密着した命令そのものが、「宣」と呼ばれていた。勿論、宣者が署名する場合には、多くの場合同時に口頭での命令が行なわれていたであろう。しかし、文書行政を離れて口頭伝達が存在するのではなく、官司の内部では両者は密接な関係にあり、相互に補い合いながら存在したであろうことをここでは強調しておきたいのである。

一方、全ての宣が「署名者」宣者」の図式で割り切れるわけではない。特に、女官・尼は決して署名者としては現れない。宣者の相違（宣の伝達）の事実がかなり検出されるのに、女官・尼が署名

こうして、正倉院文書の宣に、(1)造寺司官人の宣、(2)女官・尼の宣、の二つの類型を見い出すことができた。本稿では、その性格から考えて、(1)を〈宣Ⅱ判〉、(2)を〈奏宣の宣〉と呼ぶことにしたい。文書行政との関連、勅旨・令旨宣伝との密着度、の二点において両者は対照的な様相を示し、一括して論じることが危険である。従って、a bで検出された宣Ⅱ文書・判辞という宣の実体、文書行政との密接な関連は、造寺司などの官司機構の内部(宣Ⅱ文書については坤宮官人や僧の宣も)においてのみ主張し得るものである。

また、内裏などからの宣の伝達や宣の「原文」については、土田説をより深める手がかりを得た。この点については、章を改めて論じることにはしたい。

① 吉田孝「律令時代の交易」(『律令国家と古代の社会』、一九八三年、発表は六五年)。

② 用途別の宣の個数を述べる場合、本来は一覽表を示して宣者・事由・出典などを明示すべきであったが、表が巨大なるものになるので割愛せざるを得なかった。また、今後新たに得られた知見によって史料の解釈を訂正する必要が生じ、その結果、本稿に示した数字に若干の変更をみることも予想される。従って、本稿の数字は現時点での目安と考えていただきたい。なお、本稿では宣の個数を数える単位として「通」を用いる。

③ 写経に付随する、用度勘注や装綴を命ずる宣なども含めた。

④ 福山敏男「奈良朝に於ける写経所に関する研究」(『福山敏男著作集』二、一九八二年、発表は三二年)。なお、この写経所を直接管轄した機構については、福山論文・岸俊男「東大寺をめぐる政治的情勢」(『日本古代政治史研究』、一九六六年、発表は五六年)・柴原永遠男「初期写経所に関する二三の問題」(『日本政治社会史研究』上、一九八四年)を勘案して次のように理解しておく。

皇后宮 職(天平十二年四月)

福寿寺造物所(天平十三年閏三月～十四年五月)

金光明寺造物所(天平十四年六月～二十年七月)

造東大寺司(天平二十年七月)

また、以下の叙述の中で「造(東大)寺司」「造(東大)寺司官人」と記す場合、造東大寺司成立以前については右の機構・官人を指すものとする。ただ、金光明寺造物所は関係官司の官人の集合体として機能しており、この点で四等官制の形をとる造東大寺司とは異なっている。従って、Ⅲ章で述べる四等官制と判の問題については、造東大寺司成立の前後での違いを考慮すべきかも知れない。

⑤ 一切経以外の臨時の写経を「問写」と呼ぶことについては、福山敏男「再び奈良朝に於ける写経所に就いて」(『前掲書所収』、発表は三五年)を参照のこと。「問写」とは「依問仰給奉写」する經典であるが(鹽田香融「南都仏教における教済の論理」(『序説』『日本宗教史研究』四、一九七四年)、この「仰給」とはまさに「宣」のことであろう(例えば九一二五四と九一二四九、一一一二八四と一一二八七を比較されたい)。従って、宣の全てが内裏と関係するわけではない以上、鹽田説の如く「問写」を「皇室の宗長の仰せ」による写経に限定する必

要はないと思われる。

④ 天平宝字四年の坤宮官御願一切経の書写。『大日本古文书』一四一—三〇八・三九三・四一一。なお、本稿で『大日本古文书』を引用する場合は、巻一頁のみを示すこととする。

⑦ 例えば、天平十七年二月の阿弥陀経(二四—二七五)、十八年七月の某経(九一—六六)、天平勝宝三年二月の弥勒経(一一—四七二)など。

⑧ 写経所の帳簿や上申文書に經典名を記し、その注記として「依——宣奉写」などの形で宣を受けた事実を示すものが多い。これは奉請を命ずる宣についても同様である。

⑨ 内藤乾吉「正倉院古文书の書道史的研究」(『正倉院の書蹟』、一九六四年)。

⑩ 造東大寺司牒で借用している例もある(三一—一九・五一〇など)。なお、この三一—一九の牒によって借用された解深密経疏は、一一—四〇では「阿刀史生宣」によって奉請されたとあり、宣による一切経底本奉請の珍しい例か。ただ、ほとんどの場合、一切経書写は願主の明白な継続事業であるから「宣」を明示しなかったであらう。

⑪ 「間本納返帳」(九一—五九八—六一七)には、本経の借用を命ずるかに見える宣が四例現れるが、うち三例(六〇—四・六〇—八×二)までが写経を命ずる宣と解され、のこる一例(六一〇)も同様かも知れない。また、天平十九年に二例見える四部律六卷抄の本経借用の宣(九一—三二八・三六四)も、写経を命ずる宣(九一—六七)と一連、或いは同一のものと思われる。

⑫ 一切経・問写経の底本も含まれるか。

⑬ 奉請に関連する、写経所への經典の留置を命じたものなども含めた。

⑭ 僅か二例ながら紙を納入する際の宣が存在するが(二—一三四—二、三一—六〇—四—四—一)、本旨は紙の用途の指示ではなからうか。また、

問写に際して紙の納入を行なう宣が見られるが、この場合は写経の宣に含めて良からう。

⑮ 一五—一三四、一六—一三四〇。前者は物品売却の直銭を納入するもので、銭の便用の宣と解するのが妥当か。後者の「先日宣」は前行の「先日仰給」の言い換えとも思われ、そうであれば綿の価値を定めたものと見られる。

⑯ 經典奉請の宣も、經典という高価な物品の移送を命ずる宣にほかならない。

⑰ 双倉北物用帳・延暦六年曝涼帳・双倉北経文に現われる。これらの史料については、福山敏男「東大寺の諸倉と正倉院宝庫」(『日本建築史研究』、一九六八年、発表は五二年)、柳雄太郎「正倉院北倉の出納関係文書について」(『書陵部紀要』二七、一九七六年)、同「東大寺献物帳と検珍財帳」(『南部仏教』三一、一九七三年)を参照。

⑱ a、cの中にも議政官や官司の宣は存在する。

⑲ 福山敏男「奈良時代に於ける石山寺の造営」(『日本建築史の研究』、一九四三年、発表は三三—三五年)、岡藤良敬「日本古代造営史料の復原研究」(一九八五年)。

⑳ 福山敏男「石山寺・保良宮と良弁」(註②前掲書所収、発表は一九七三年)。

㉑ 一五—四五六。なお、この時期にのみ、(天皇・上皇)―(女官・良弁)―造石山寺所―造東大寺司、という伝達経路が成立しているようである。

㉒ 土田直銀「上卿について」(『日本古代史論集』下、一九六二年)、早川庄八「上卿制の成立と議政官組織」(『日本古代官僚制の研究』、一九八六年)。

㉓ なお、正倉院伝世の木簡で『大日本古文书』に収録されていないものの中に「大保宣」を記すものが存在する(『木簡研究』一)。また、

紫微内相の宣が『令集解』神祇令神戸条・『類聚三代格』昌泰三年十二月九日太政官符に見える。

②④ 一—六〇一、四—一八一、四—二五九—二六〇、一四—二〇八—二〇九。

②⑤ 太政官宣——『類聚三代格』、『延暦文替式』。官宣——『類聚三代格』、『令集解』考課令内外初位条・応考之官条、『日本三代実録』元慶八年五月廿九日戊子条、『西宮記』五・十一日奉幣。弁官（口）宣——『類聚三代格』、『令集解』職員令造兵司条・儀制令祥瑞条、『政事要略』一九年中行事十二月下、『古語拾遺』。民部省口宣——『出雲国風土記』。彈正台口宣——平城宮跡出土木簡（平城宮発掘調査出土木簡概報）一六、『木簡研究』五に再収。

②⑥ 早川庄八「公式様文書と文書木簡」（『木簡研究』七、一九八五年）、鷲森浩幸「奈良時代の僧綱の展開」（『日本史研究』二九四、一九八七年）。

②⑦ ①と②の宣を別のものとする早川庄八氏の解釈（註②⑧前掲論文）はとらぬ。

②⑧ 表七に二例を指摘しておいた（天平十八年二月・宝龜十年十二月の事例）。

②⑨ 本稿で使用する「判」関係の概念を次のように定義しておく。

判署——他の文書に許可の意味の署名（または名の明記）を加えたもの

判文——他の文書に裁可文言と署名（または名の明記）を加えたもの

判辞——中國における判の文言

「判」——史料上に「判」と記されるもの

③⑩ 前註で「署名（または名の明記）」と記したように、判署や判文署名に官名の据えられた官人全てがそこに自筆署名を行なうわけではなく、単に責任の所在の明記にとどまる場合も存する（ただし最下位の官人は判文を書き、署名する）。例えば表三の七例では、全眞署名が四例、最下位署名が三例である。自署のない者が宣者とされる例もあるから、官名の据えられた官人は自署の有無に関係なく決裁の責任者と見て良いと思われる。ただし、判文を基に他官司への文書が発給される場合には、基本的に全眞の署が要求されるのではなからうか。

③⑪ 序で触れたように、武光誠氏は宣が単独決裁と関係するとされるが、それではこの二名の宣という現象は説明できない。

③⑫ 表五の天平勝宝四年十一月の事例。

③⑬ 第Ⅲ章の表七も宣の伝達を表すものであり、これを含めれば一〇四例になる。

③⑭ 造東大寺司—写経所は、一つの官司とその中の作業単位と考える。

③⑮ 藤原仲麻呂の宣も同様の性格を有しているようである（Ⅱ章②節）。なお、ここで「女性の宣の大部分」と記述したのは、女官・尼の宣の中にも内裏と無関係な宣が存在するからである。例えば、私願経らしき經典書写に関する犬養命婦の宣（三一—一九二）や、法華寺への經典奉請に関する善光尼の宣（一三一—一九八、大平聡「善光朱印経の基礎的考察」『神奈川地域史研究』六、一九八七年）参照など。

Ⅱ 宣の伝達

本章では、Ⅰ章での検討をもとに、宣の伝達について更に深めてみたい。その中で、宣の全体構造を明らかにできればと思う。

(1) 宣を伝える文書

Ⅰ章(2)節で述べたように、正倉院文書中には宣を伝える文書が残されている。宣の伝達を考察する一環として、検討を加えておきたい。

宣を伝える文書は、機構が発給したものと個人の発給したものとに大別できる。まず、機構が発給した宣を伝える文書とは、例えば次のようなものである(五一―四四一)。

⑤ 御執経所

奉請无垢浄光陀羅尼経

右、被由義禪師今日宣云、上件経、速従東大寺奉請内裏者。今依宣旨、内豎八清水城守充使、令奉請如前。

天平宝字七年五月十六日承宣内豎日置浄足

この文書は、内裏にあった奉写御執経所が、經典の奉請を命ずる道鏡の宣を伝えたもの。同種の文書が約五〇通にのぼるが、宝字年間には文書様式を示さない(以下、「状」と呼ぶ)のに対し、神護年間に入ると移が多用される。史料⑤で注目されるのは、日下の署名に「承宣」なる語が見えることである。これは、浄足が道鏡の宣を承って文書を作成したことを示すものであろう。つまり、ここでは宣と文書の関係がある程度明らかだと言える。しかし、機構が発給した文書の場合(全部で百通以上ある)、かかる例は少なく、宣を文書化する過程や宣者・伝宣者・署名者の相互関係は明確でない場合が多

〈表六〉 宣 文

年月日	出典	種類	宣者	奉者	伝達先	様式	備考
天平18. 2. 27	9-198	写経	佐伯若子	葛野古麻呂状	写経務所	状・追	
18. 11. 12	9-208	写経	石川大夫	奉小野国方	造物所	牒・単	七
20. 7. 9	24-509	写経	良弁	栄之状	書之司	牒・単	
21. 2. 25	24-563	奉請	尼公	市原王	写経所?	状・単	
勝宝1. 9. 8	奉請	尼公H	主典葛井根道	写経所?	状・単	一二	
1. 12. 7	11-95	写経	良弁	阿刀酒主	写経所?	状・単	
3. 6. 8	12-1	奉請	板野命婦H	次官佐伯今毛人	写経所?	状・単	一二
宝字2. 7. 4	4-274	写経	藤原仲麻呂	池原粟守	安都雄足	状・単	一二
2. 9. 8	14-54	写経?	藤原仲麻呂H	高丘比良麻呂奉	造寺司?	状・追?	七七
4. 2. 10	14-308	写経	藤原仲麻呂H	高丘比良麻呂奉	安都雄足	状・単	七七
4. 2. 20	25-265	写経	大野内侍	安都雄足	経所案主	牒・単	
4. 4. 1	14-328	写経	因八麻内侍	奉宣安都雄足	経所案主	牒・単	七
4. 4. 7	14-333	写経	内侍	(安都雄足)	経所	牒・単	
6. 6. 7	5-238	奉請	内宣	道鏡	一切経司	牒・単	
6. ⑩. 24	16-174	出納	道鏡禪師	奉宣安都雄足	写経所?	状・追	七
7. 3. 10	5-402	写経	内宣	道鏡	葛井根道	状・単	二七
8. 7. 27	16-504	出納E	蚊屋采女宣H	高丘比良麻呂奉	造寺司?	状・追	七
? . 4. 24	25-268	写経	安都雄足宣H	凡称麻呂	写経所?	状・単	
神護1. 5. 6	5-528	奉請	大尼延証	道鏡	造寺司?	牒・単	一二

- 種類欄の“E”は写経所以外の史料を示す。
- 宣者欄の“H”は平出されていることを示す。
- 様式欄の略号は以下の通り。牒＝牒型、状＝状型、単＝単立文書、追＝追記のもの。

い。

むしろ注目すべきは、個人が発給した（ただし内容は多く公的な）文書である。この場合は、文書発給者が即ち宣を承った人物だと単純に解し得るから、宣の文書化までの過程はよほど明確なのである。本稿では、このような個人の文書で宣を伝えるものを「宣文」と称することに^①する。表六に示したように、現在のところ一九通の宣文を確認している。

宣文は、文書様式から牒型・状型の二種に大別できる。まず牒型は、牒という文書様式を明記するもの。一例をあげる（二四―三二八）。

⑥ 牒 経所案主

一 奉写二部経料綺軸俵紙帙、今將給、宣到宜早令装潢。

一 更奉仰給写法華経一部、宣察状、欲奉令紙作。又経師令備。

右、因八麻内侍宣。宣次官大夫応奉知。四月一日奉宣雄足

この文書は、因八麻内侍の写経に関する宣を安都雄足

が経所案主に伝えているもので、全文が雄足の自筆と見てよい。次官への通知も命じているから、主典雄足は司外にいて案主に女官の宣を伝えていることが窺われる。牒型宣文は七通あるが、全て単立文書で、他文書に追記されたものはない。また、六通までが伝達先を明記している。

次に状型であるが、これは文書様式を明記しないものである。全部で一二通ある。一章(2)節の史料①がその例であるが、もう一例掲げておこう(一四一三〇八)。

⑦ 写一切経料紙墨筆紙及雑物、勘注申送。

大師宣

天平宝字四年二月十日

坤宮大疏高丘比良麻呂奉

史料⑦は、写経に関する藤原仲麻呂の宣を、坤宮官の下級官人たる高丘比良麻呂が伝達したものである。宛所は端裏書に「送東寺安刀佐官所」とあるように造寺司主典安都雄足である。全文が比良麻呂の自筆と思われる。①と⑦を比較すると、宣者を平出するという共通点が見い出されるが、かかる例は他にもあり、宣文の特徴の一つである。また、比良麻呂の宣文は三通全部が状型であるが、全て署名の下に「奉」「奉」なる注記を有する点が注目される。なお、状型宣文には、単立文書(八通)と他文書への追記(四通)の二種がある。

以上が、宣文の概要である。牒型と状型は文書様式Ⅱ「牒」を記すか否かで区分されるだけであり、両者に根本的な差があるわけではない。ここで、本稿では、状型の宣文こそ平安時代の宣旨の起源だと考えていることを明らかにしておく。平安時代の宣旨は大部分が上宣を伝達するものであり、外記宣旨と弁官宣旨の二種があることは周知のところである。③。かかる太政官の文書と、ほとんどが写経所に関係する宣文とを比較するのは無理かも知れないが、類似点が決して少なくない。

第一に、形式。状態宣文には、単立文書と追書のものがあった。一方宣旨も、文書様式は記されず（Ⅱ状）、単立のものとの追書のものがあった。^④

第二に、作成方法。状態宣文は、個人が発給・署名し、全文を自筆する。一方宣旨も、外記または史一人が発給・署名し、全文を自筆するのが原則と思われる。

第三に、「奉」注記。宣旨では、署名の下に小字で「奉」と記されるのが普通である。一方、先述の如く宣文にも「奉」「奉」或いは「奉宣」と注記を行なうものが見られる。^⑤

第四に、宛先。宣旨には、太政官内の軽微な法令を書き置く場合（官司内文書）と他の官司・官人に充てる場合（官司間文書）がある。一方宣文でも、造寺司官人が写経所案主に充てる場合（官司内文書）と、造寺司外から伝達されてくる場合（官司間文書）があった。

このうち、第三点は全ての状態宣文に該当する訳ではなく、第四点も類似点として強調し得るか心許ない。しかし、特に形式・作成方法の類似性を見るなら、状態宣文が宣旨の起源であることを十分に論断し得ると思われる。またそう考えれば、平安時代の上宣伝達の宣旨の前提として、奈良時代には造東大寺司以外でも宣文が広範に使用されていたことを想定することができるであろう。^⑥「奉」注記なども、そうした中から定着してきた方式ではなかったろうか。ただし、上宣の宣旨以外がほとんど消滅して行くことは重要であり、その理由については別に詳細な検討が必要であると思われる。

以上が、宣を伝える文書の検討である。遺存しないとされた「宣の原文」、不明とされた「宣の形式や手続き」をある程度明らかにし、宣旨との関係も推測することができた。

(2) 宣の伝達経路

これまでの検討結果によれば、宣の伝達経路を考える素材には、宣者の相違（Ⅰ章表一）と宣文（Ⅱ章表六）があった。し

〈表七〉 「奉宣」など

年月日	出典	種類	宣者	奉者	備考
天平11. 5. 2	7-177	出納	大進八東宣(2-169)	少属(出雲)屋満奉	
11. 10. 18	24-110	写経	光信尼宣	奉事高屋赤麻呂*	
11. 12. 9	7-422	出納	判 大進	奉事奈下麻呂	
16. 9. 10	11-170	写経	春宮坊政所宣	奉宣高屋赤麻呂	一四
17. 11. 11	8-582	写経	? (尼公? 10-378)	奉令旨市原王	
18. 2. 8	11-170	写経	?	奉長官王	9-177同宣
18. 11. 12	9-208	写経	石川大夫宣	奉令史小野国方	六
勝宝 3. 8. 22	11-165	写経	飯高命婦宣	奉宣仰石川朝臣	
4. 4. 25	9-608	奉請	飯高笠目宣	奉宣次官佐伯宿祢	
4. 7. 27	9-608	奉請	善光尼師宣	奉宣判官大藏伊美吉	
4. 8. 24	3-595	写経	善光尼師宣	奉宣大藏判官	12-334も
4. 9. 19	3-596	写経	飯高命婦宣	奉宣判官大藏伊美吉	12-334も
5. 5. 5	12-441	奉請	板野命婦宣	承行他田水主	
5. 6. 4	4-95	奉請	伊豆内侍宣	奉宣次官佐伯宿祢	12-391も
宝字 2. 9. 8	14-54	写経?	藤原仲麻呂宣	少疏高丘比良麻呂奉	六
4. 2. 10	14-308	写経	藤原仲麻呂宣	坤宮大疏高丘比良麻呂奉	六
4. 4. 1	14-328	写経	因八麻内侍宣	奉宣雄足	六
6. 1. 28	5-75	石山E	良弁宣	奉宣史生師	
6. 12. 21	5-308	奉請	奈良女王宣	承宣日置淨足	
6. 24	16-174	写経	道鏡宣	奉宣主典安都宿祢	六
7. 4. 18	16-322	写経	法順尼公宣	判官葛井連宣請	
7. 5. 16	5-441	奉請	道鏡宣	承宣内暨日置淨足	
7. 7. 3	5-450	写経	道鏡宣	請宣判官葛井連	
7. 7. 12	5-452	奉請	道鏡宣	承宣内暨日置淨足	
7. 8. 12	5-456	奉請	少僧頭并道鏡宣	承宣日置淨足	五
7. 11. 6	16-422	奉請	? (別尼公?)	奉宣即奉請判官葛井連根道	
8. 7. 27	16-505	出納E	蚊屋采女宣	高丘比良麻呂奉	六
8. 9. 16	16-457	奉請	道鏡宣	奉旨日置淨足	
宝龟 2. 2. 29	6-124	写経?	内宣?	請内宣勝宝尼公	
10. 12. 6	23-625	出納E	? (親王禅師?)	中納言藤原朝臣繩麻呂奉	4-199同宣
? . 7. 1	22-212	写経	?	請宣上咋麻呂	
天応 1. 8. 16	25-付2	出納E	左大臣宣	參議藤原朝臣家依奉	

かし、伝達経路と方法を窺わせる史料がもう一種存在する。それは、前節で少し触れた「奉」注記である。これは宣を承った人物を示す注記と考えられるから、口頭による命令が背後にあると推される。「奉宣」「承宣」「請宣」「奉旨」「奉事」「承」なども同様のものと考えて良からう。こうした注記は、宣を伝える文書のみならず、帳簿などにも用いられているが、それらを集めたのが表七である。^⑦

以下、表一・六・七を用いて写経所までの宣の伝達経路を復原したい。まず、表一である。

- a 女官……………田辺(上毛野)真人・川原凡・佐伯今毛人、真深女^⑧
- b 尼……………市原王・佐伯今毛人・葛井根道、道鏡
- c 藤原仲麻呂……………高丘比良麻呂・池原粟守
- d 行信・良弁……………佐伯今毛人・阿部真道・石川豊人・上毛野真人
- e 春宮坊政所……………高屋赤麻呂

次に、表六。写経所との関係の薄いものは省き、また宣文の宛先を括弧内に記した。表一との史料の重複は厭わず、傍線で示した。

- a 女官……………佐伯今毛人(写経所?)・安都雄足(写経所)
- b 尼……………市原王(写経所?)・葛井根道(写経所)、道鏡(造寺司?)
- c 藤原仲麻呂……………高丘比良万呂(安都雄足、造寺司?)・池原粟守(安都雄足)
- d 良弁……………阿刀酒主(写経所?)、栄之(写経所)
- f 道鏡……………安都雄足(写経所?)
- g 内宣……………道鏡(葛井根道、造寺司?)
- h 造寺司官人……………葛野古麻呂(写経所)・凡祢万呂(写経所?)

i 石川大夫……………小野国堅^⑨(造物所)

最後に、表七であるが、ここでも写経所と関係の薄いもの、宣者の不明であるものは省き、表一・六との重複分には傍線を付した。口頭伝達らしいことに再度注意を喚起しておく。

a 女官……………石川豊足・佐伯今毛人・大藏麻呂・池田水主・安都雄足、日置浄足

b 尼……………高屋赤麻呂・大藏麻呂・葛井根道

c 藤原仲麻呂……………高丘比良麻呂

e 春宮坊政所……………高屋赤麻呂

f 道鏡……………安都雄足・葛井根道、日置浄足

g 内宣……………勝宝尼公

i 石川大夫……………小野国堅

以上が三つの表から抽出した宣の伝達経路であるが、これらを更に整理してみよう。

まず注意すべきは、多くの場合、写経所への直接の指令を行なうのは造寺司官人で、それ以外の者の宣は彼らを介して写経所に伝達される点である。写経所が造寺司の下部機関であることを思えば当然ではあるが、種々の宣が造寺司官人のチェックを受け、彼らの判断を待って初めて写経所が動くという原則は、はっきり確認しておく必要がある。そして、この造寺司官人の判断こそ、文書行政に密着した官司内の宣、宣判なのである。

それでは、種々の宣は如何にして造寺司官人に伝えられたか。大きく見て、三つのルートがあったようである。^⑩

第一に、女官・尼ルート。彼女らが宣のために内裏の外に出たとは考えにくく、内裏において造寺司官人か、他の適当な者に口頭で宣したのであろう。造寺司官人の場合、宣文を作成して使者に付すか、自ら造寺司に赴くかの方法で写経所に宣を伝えたと考えられる。一方、道鏡や御執経所の官人などが文書を作成して、女官・尼の宣を造寺司に伝達する場合

もあった。いずれにせよ、女官・尼の宣の大部分は内裏の意向を伝えたものと見られ、またその場合、彼女らは天皇などの言葉を直接承ったと考えて良いと思われる。

第二に、坤宮官のルート。藤原仲麻呂の宣を、坤宮官の疏である池原粟守か高丘比良麻呂が文書を作成して造寺司に伝えるものである。仲麻呂の宣も口頭のものであろう。注意すべきは、彼が大保（右大臣）となつて坤宮官を離れても、坤宮官人に命じて宣を伝えさせている点である。この時点でも、仲麻呂は光明皇太后と密接な関係を有し、「居中奉勅。頒行諸司」^⑫なる職掌を實行していたのであろう。ただし、仲麻呂が光明から直接に言葉を承けたか否かは判然とせず、女官などが介在していた可能性もある。

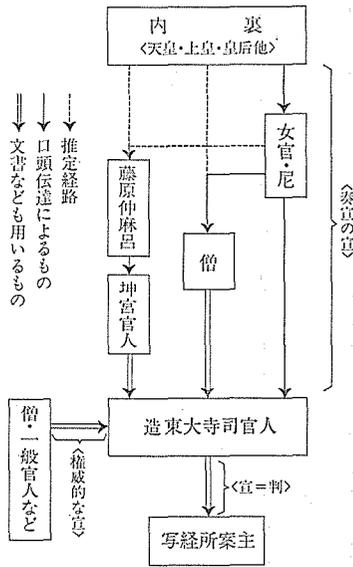
第三に、僧・一般官人のルート。彼らは、自ら文書を作成・署名する（それが造寺司で「宣」と呼ばれる）こともあれば、下僚・造寺司官人などに命じて文書を発給させることもあった。まず、道鏡であるが、その宣の多くは称徳の意志を伝えるものと思しい。ただし、尼の宣や「内宣」を伝える形式を取る場合があり、称徳の言葉を直接聞いたとは限らない。次に、良弁の宣であるが、内裏の意向を伝えるもののほか、自らの希望や他の僧の依頼による宣も多い。また、良弁の場合、造寺別当という、官人に近い立場にあつたことも考慮する必要がある^⑬。このほか、表には見えない私願経願主の宣なども存在するが、造寺司への伝達方法は同様と見て良からう。

ここで、右の三ルートの関係を、特に内裏との関係に絞つて述べるなら、やはり三者は並存していたと言ふほかない。即ち、内裏の命令主体が誰であるか、僧や造寺司官人が内裏に参向しているか否かなど、各時点の条件に制約されて、適当な経路が選ばれたと解されるのである。尤も、時々の政治的状况によつては特定の経路が重視されることも当然あつた筈であるから、伝宣経路の変遷を詳細に調べることで、藤原仲麻呂・道鏡、或いは女官などの政治的な位置がやや客観的に把握できるかと思われる。今後の課題としたい。

以上、宣の伝達経路を復原してきた。その中で、造寺司内部の宣（宣判）と、女官・尼・藤原仲麻呂らの宣（奏宣の宣）

とが性格の全く異なるものであることも、より明確になったと思う。なお、内裏の意を承けた僧の宣も〈奏宣の宣〉として把握し得ようが、この場合は二次的な伝宣（坤宮官下僚の宣と同様の）が多くを占めたと思われ、全く同列に扱える訳ではない。しかし、僧や一般官人の発した内裏と無関係、或いは官司の正規の運用と関係のない宣は、〈宣=判〉〈奏宣の宣〉のいずれにも解消できない。それは、権威や縁故によって写経や經典奉請を請願・命令するものと理解する以外にないものである。従って、ここに〈権威的な宣〉という第三の範疇を設ける必要が出てきたといえる。〈権威的な宣〉は、奏宣や官司内の事務決裁などの律令官僚制の公的・本来的な運用とは一線を画した宣である。^④

〈宣=判〉〈奏宣の宣〉〈権威的な宣〉が相互に如何なる関係にあったかを、伝達経路・方法も含めて表示したが、次の図である。この図を以て、本章の結論としたいと思う。



① 早川庄八氏は「公式様文書と文書木簡」（前掲）において宣を伝える下達文書に言及し、比喩的にはあるが「奉書」「御教書」と称しておられる。本稿では「宣」を明記する点が中世の奉書・御教書と異

なることを強調したいので、「宣文」なる用語を用いる。ただし、史料にかかる語が現われる訳ではない。類似の語に「宣状」なるものがあるが（一八一二〇七、一九一一二二）、実体が明らかでないので使

用しなかった。

② なお、宣文に類似したものと、宣者が自らの「宣」を追記したと思いがちがある。二一六九と三一九六に見えるが、ともに文書の内容に対する上級者の判断を取り次いでいるもの。官司内の「宣判」の一端が窺われる。

③ 鈴木茂男「宣旨考」(『純日本古代史論集』下、一九七二年)。

④ 例えば「類聚符宣抄」には約四七〇通の宣旨が収録されているが(官宣旨は除く)、うち四一〇通余りが単立型で、残りの五〇通余りは申文や定文に追書したものである。

⑤ 宣旨にも「奉宣」と注記するものがある。『顯戒論縁起』所収延暦二十四年八月二十七日内侍宣がそれで、「奉宣式部少輔和氣広世」と記す。

⑥ 一般官司で内裏の意向を伝える宣文が広範に使用されていたとは考えにくい。しかし、「宣判」や「権威的な宣」(後述)を伝える宣文はかなり存在したのではあるまいか。

⑦ このほか『大日本古文书』には「奉事木工大原從六位下貴室虫万呂」なる表記が見られる(三一五五九)。「安宿王家牒」の位署らしいが、王の意向を承った者との意味に解釈できる。また、平城宮跡出土木簡の中に「奉」注記と解し得るものが二例ある。

① 「三月一日事受葛木程嶋」(『平城宮跡調査出土木簡概報』一一)

② 「又十二日宣受史生土×」(同「概報」一六、『木簡研究』五に再録)

⑧ 「真深女」は「因幡中村」に書き換えられている。因八麻中村の別称とも思えず、或いは中村の宣を伝えた下級女官の名か。もしそうであれば、女官は必ずしも造寺司官人に直接宣せず、介在者が存在した場合もあったことになる。

⑨ 進膳令史高屋赤麻呂・主藏令史田辺足麻呂の例から類推すれば、令史小野国堅は春宮坊某監の令史であろう(「所」は四等官制をとらないうから、写経所や政所の令史というものはありえない)。こう考えれば「石川大夫」は春宮坊関係者(例えば春宮大夫、或いは「大夫」五位以上の坊官)かと想像され、天平十八年十一月時点でこれに該当する石川朝臣を求めるなら、春宮員外亮で正五位上の石川年足が浮かび上がるが、もとより確証はない。なお、この史料(九二〇八)の解釈については、若井敏明「再び造東大寺司の成立について」(『純日本紀研究』二五〇、一九八七年)を参照のこと。

⑩ 本文では春宮坊と造寺司の関係を拮象したが、皇太子発願の写経事業はこの写経所で活発に行なわれており(大平聡「皇太子阿倍の写経発願」『千葉史学』一〇、一九八七年)、また東宮機構の官人が写経事業に深く関与していた(渡辺晃宏「造東大寺司の誕生」『純日本紀研究』二四八、一九八七年)。宣については伝達経路eが注目される。これは「春宮坊政所」進膳令史高屋赤麻呂「写経所」のルートで東宮の意向が伝えられたことを示す。また前註で述べた如く、経路iは「春宮員外亮」某監令史「造寺司」(写経所)なるルートかも知れない。ただし閏写の宣では、赤麻呂のほか尼・市原王・良弁・式部大輔藤原八束(かつての春宮大進)・中宮少進茨田枚麻呂らが「令旨」を伝えていた(皇太子令旨も含まれるであろう)から、複数の伝達経路を想定する必要がある。

⑪ 『純日本紀』天平宝字二年八月甲子条。

⑫ 佐伯今毛人とともに二名の宣の宣者として現われること(表五)も、良弁の位置と関係があるのであろうか。

⑬ もちろん私願経や私的な奉請を命ずる宣については、女官・尼・造寺司官人の宣として、この「権威的な宣」の範疇に含めて考えるべきである。

Ⅲ 宣 と 判

本章では、官司内部の宣と事務決裁の關係について、更に考察を深めたい。

出発点となるのは、官司内部の宣が、判文そのものであったり、「判」と言い替えられたりするという、I・II章で明らかにした事実である。何故、官司内の決裁が「宣」と呼ばれるのか。それを知るために、判とは何であるかという点から検討を始めたい。

(1) 唐 の 判

判は、律令条文に多出する用語である。奈良時代の判を考える場合、当然この律令の判との關係を考慮する必要がある。そこで、まず日本律令の母法たる唐律令における判について、その内容と運用の實際を確認しておきたい。

唐の判は、明らかに官司の事務決裁を指す語である。周知の如く、唐では、官司の事務決裁は判官―通判官―長官の三段階の判を経る必要があった。^①これを「三判制」と称するが、所謂四等官制とは、この三判制に基づいて各官の職務分担を定めるとともに、それに即応した形で公務上の稽失の責任を負わせる制度にほかならない。^②従って、三判制・四等官制

の運用を知れば、判の実態もある程度明らかになるのである。

唐の四等官の職掌のうち各官司に共通する職掌―通掌は、『通典』『六典』『旧唐書』『新唐書』などからある程度窺われる。しかし、これらの史料は原史料の職員令を正確に引用している訳ではなく、また開元度の職員令であるため日本令との比較も十分には行なえない。ところが、敦煌発見の東宮諸府職員令^③は永徽年度の令の原文であることが確実であり、唐の四

〈表八〉 唐の四等官の通掌

長官	總判文事
通判官	通判文事
判官	分判文事
勾檢官一	付事・勾稽・省署抄目・監印・給紙筆
二	受事發辰・檢稽失
主典	受事上抄・行署文案

等官制を令文に基づいて検討し、かつ日本との比較を行なう際には有効な史料と言える。そこで、この史料から四等官の通掌を抽出したのが、表八である。^①

それでは、唐の四等官の職掌はそれぞれ如何なる行為を指すか。この際、種々の制度史料や字句解釈よりも雄弁にその實際を語るのが、西域発見の「案卷」^⑤、即ち官庁の案件処理の帳簿である。内藤乾吉氏の貴重な業績に依拠しつつ、代表的な事例を紹介したい。^⑥

史料⑧は長大な卷子の一部と思われる、現在三紙三五行からなるが首部の一紙を失っているらしい。八行目までが董文徹の牒(A部)。

百姓の衣類の自給を奨励するための方策を敦煌県に進言したものである。これを受け、長官||県令の弁は担当司への下付を命じた(B部)。C部は勾検官の記事。まず、録事が文書を受理した日付を記す。勾検官二の「受事発辰」である。次に主簿が文書を担当官たる司戸へ付し、更にこの受・付記事に印を捺した。勾検官一の「付事」^⑧「監印」である。C部は、公事の遅延を検出するためのものである。

なお、『令集解』職員令神祇官条の唐令私記によれば、案卷とは別に主典が受・付を記録していたらしい(「受事上抄」)。次にD部。司戸の尉||判官の沢は、決裁の準備を命ずる。そこで史||主典の汜藝は紙を張り継ぎ、案を検した旨を沢に報告した。

この後、三判が行なわれる(E部)。まず、担当司の判官たる沢が「毎季点検」とすることで牒を採択した旨を書し、上司の判断を

<史料⑧>	家奴客須着、貧兒又要充衣。相学霍望和羅、穀麥漫將費尽。和羅既無定准、自惧即受單寒。豈唯虛喪光陰、赤露誠亦難忍。其桑麻累年勸種、百姓並足自供。望請檢校管田官、便即月別点閱繁子及布。城內県官自巡、如有一家不緝織者、罰一廻車馱遠使。庶望規模通洽、純朴相依。謹以牒奉、請裁、謹牒。 長安三年三月 日録事董文徹牒	付司 弁 示。	一 日	三月一日録事	尉撰主簿	檢案 沢 白。	一 日	牒。檢案、連如前。謹牒。	准牒 下郷、及 傍示 村	区分 A B C D E
										受 付司戸

仰ぐ。通判官―丞と思しい余□はこの判による旨を書し、更に長官の判断を待つ。長官の弁も同意の旨を書し、かくして三判は終了する。なお、他史料では判する官が三人でない例、通判官・長官が判官の判を修正した例も見られる。唐の官制では、判官以下がそれぞれ違った案件を担当したり、更には別局に分かれて実務を行なうという〈分判―分曹〉制をとるのが原則である。判官や別局がおのの案件を「分判」「判」し、複数の判官・別局の判について通判官が「通判」し、更にその上に長官が「総判」するのが、三判制の基本的なあり方なのである。しかも、各官は案卷に自筆で判辞を書き記していた点に注意する必要がある。

F部は、決裁に基づいて発給された敦煌県符の控え。符の末尾の文言・日付・署名を移録したものと見られる。注目すべきは署名者が判官と主典であって、長官・次官の署名がない点である。それは案卷に三判が記録されたことと表裏の関係にあったと言える。文書内容の責任分担は案卷に明示され、施行文書の署名はかかる役割を果たさなかったのである。さて、この後に勾検官によって稽失なき旨が記され、案全体の標目が付けられる(G部)。これが勾検官の「勾稽」「省署抄目」「検稽失」である。ここで一件が落着し、次の案件が張り継がれて行く。

以上、周知の事実を長々と書き連ねたが、案卷に見られる事務処理のあり方は中央官庁でも同様であったと見て良く(後述)、唐の三判制・四等官制の運用はほぼ明らかになったであろう。繰り返し言えば、唐の判とは、判官―通判官―長

<p>坊、使家々知委、每季点検、有不如法者、随犯科決、諳、沢白。</p> <p>依 判、諳、余 □ 示。 二日</p> <p>依 判、弁 示。 二日</p> <p>下十一郷、件状如前、今以状下、郷宜准状、符到奉行。</p> <p>長安三年三月二日 佐</p> <p>尉 史汎 藝</p> <p>三日一日受牒、二日行判、無稽。 録事張 換、無稽失。</p> <p>尉撰主簿自判</p> <p>牒、為録事董徹牒勸課百姓管田判下郷事</p>	F
G	

〔表九〕 日本の四等官の通掌

長官	次官	判官	主典	史生
総判文事	同長官	糺判文内・審署文案・勾稽失・知宿直 (勘校○○・△△・監印)	受事上抄・勘署文案・検出稽失・読申公文 (行△ 挙問○○・△△△△)	繕写公文・行署文案 (○○ △△)

()内は大宝令。○は確実に存在した語句、△は存在が推定される語句。

官が各自の役割と責任において行なった自筆の決裁なのであり、それは判辞として案巻に残され、施行文書の基礎となるものであった。こうした自筆の決裁であれば、判は官吏個人の政治能力と文才を如実に示すものとなる。唐代に於て、判が官吏の試験科目の一つであり、また文学上の一つのジャンルとなっていたのも、蓋し当然ではあった。

(2) 日本の判と宣

それでは、日本の判とは如何なるものであったか。

正倉院文書には西域の案巻の如き帳簿は残されていない。従って日唐の案巻の比較はできないから、日本の判の実態は主に四等官の通掌の比較を手がかりに行なわねばならない。そこで、大宝・養老の職貢令に見える四等官の通掌を示せば、表九の通りである。表八・九から日唐の四等官の通掌を比較すると、主に三つの相違点が検出される。

第一に、勾検官である。日本令には勾検官は置かれず、勾検事務は判官と主典が担当する。また「付事」「受事発辰」「給紙筆」なる職掌が除かれ、「監印」も養老令で削除された。

第二に、通判官である。「通判官」なる官名は、日本律令では「次官」に書き直された。これと並行して、職掌の表現も改変されている。唐では複数の判官や別局の事務を通じて判するという点が明らかであるが、日本の次官の職掌は単に長官と「同シ」なのである。

第三に、主典である。唐の主典の「行署文案」は、日本では史生にも使用されている。また、主典に「読申公文」なる職掌が付加されているが、かかる職掌は唐代の法制史料には見い出せないようである。

結局のところ、長官以外の全てについて変更がなされている訳である。問題の判について言うなら、日本令では長官（更に言うなら次官も）の「総判」と判官の「札判」の違いが不明確であり、古代の明法家にも明瞭な相違点は認識されていなかった^⑭。

では、四等官制の変更の原因は何か。その一つは、〈分判―分曹〉制を部分的にしか継受しなかったことであろう。日本の律令官制では、本局四等官に対する別局として品官が存在するとされる^⑮。しかし、本局の判官―主典―史生に比肩する官職構成を有する品官は、弁官（太政官）・監物（中務省）・判事（刑部省・大宰府）・防人司（大宰府）程度に過ぎず、他の品官は唐の別局とは比較にならない。むしろ日本の官制では、一司内で本局―別局という構成をとるよりも、省―職・寮・司といった所管―被管の別官司として別局を独立させることを選んだようである（職・寮が省と同様の四等官構成をとることを見よ）。また、判官分曹も見い出すことができない。つまり、日本の官司は複数部局を持たない、よほど単純な構成になつていたのである^⑯。従つて、第二等官は判官分曹や別局の判を「通判」する必要がなかつたし、勾検官の「付事」も意味がなかつた。

しかし、これと関連するもう一つの原因がある。それは、案巻という決裁のシステムが継受されていなかった点である。即ち、ある案件が提出されても発辰や捺印は行なわれず、また三判のような自筆の判辞の積み重ねもない。そして、決裁終了後に勾検がなされることもない。――このような官司事務しか日本律令制定者は構想せず、現実にも案巻システムは行なわれていなかったと推測されるのである。以下、それを詳述する。

先に西域の案巻を紹介した際に、そこに見られる官司事務は中央官庁でも同様であつたろうと推測した。その根拠のひとつは次に掲げる『六典』の記事である^⑰。

⑰ 凡内外百司、所受之事、皆印其発日、為之程限。一日受、二日報^付。其事速及送囚徒、隨至即付。小事五日程、中事十日程、

大事二十日程、獄案三十日程。其急售者不与焉。小事判勾、經三人已下者、給一日程。四人以上、給二日程。中事每經一人、

給二日。大事各加一日程。内外諸司、威宰此。若有事速、及限内可了者、不在此例。其文書受付日、及訊囚徒、並不在程限。^(註)

⑩ 凡文案既成、勾司行朱。訖皆書其上端、記年月日、納諸庫。

簡単に解説を加えると、史料⑨は『唐令拾遺』^⑩によって字句をやや修正したが、案の処分の程限を規定したものの。また、⑩は施行文書と案の完成後に行われるべき、勾検官の朱筆によるチェックと案の保管法についての規定である。⑨と⑩の述べるところが、案巻に見られた官司の事務決裁の実際とまさに一致する点に注目せねばならない。

さて、史料⑨は唐公式令の条文を移録したものと考えて良く、しかもそれは日本令にも継受されていた。ところが、史料⑨を藍本とする養老公式令受事条では——部を簡単に「受事」とするのみであり、更に三判・勾稽に関わる……部は完全に削除されている。一方、史料⑩は公式令の取意文と考えられるが、これを継受したとみられる養老公式令案成条は、

⑪ 凡案成者、具条納目。目皆案軸。書其上端云、某年某月某司納案目。每十五日、收庫使訖。其詔勅目、別所案置。

というもので、案の「納目」のあり方は『六典』より明確であるが、ここにも「勾司」の勾検事務は全く規定されていないのである。勿論、日本には勾検官は存在しないが、判官・主典の勾稽は職掌に明示されているから、⑪では案巻に見られるような勾検事務自体を想定していないと考えねばならない(大宝令も同様であろう)。

こうして、史料⑨^⑪から、日本律令の制定者には案巻システムを導入しようという意図がなかったことが判明した^⑫(正倉院文書に案巻が遺存しないのは、そもそも案巻が日本になかったからなのである)。従って、案巻に残されるべき判官―通判官―長官の自筆の判辞は、日本では当初から存在しよがなかった。このため、個々の官人の判断は記録に残らず、一官司全体の最終的な意志決定に対する賛同のみが、署名によって文書や帳簿に表されるという方式が採用されることになる。唐とは異なり、日本の公文書に四等官の全てが署名した原因は実にここに存すると思われる。案巻・三判制を持たない日本の四等官制は、文書への署名如何によって責任が問われる連帯責任の体系に化していたのである。

それでは、唐の案巻システム・三判制と異なる、日本独自の庁務決裁システムとは如何なるものであったか。これを解

く鍵は、主典の通掌たる「読申公文」である。この「読申公文」は、先述の如く、日本の職員令独自の語句と思しい。その内容は判然としないが、文字の意味から見て、判を行ない得る判官以上の官（複数でも良い）に對して、決裁を求める公文を口頭で「読ミ申ス」ことで判断を仰ぐ、というものであったと考えられる。とすれば、こうして読み上げられた公文への決裁もまた、やはり口頭で指示されたものではあるまいか。私は、これこそ、官司内の「宣」にほかならないと考えるものである。即ち、自筆の三判が案卷に書き連ねられる唐の方式とは異なり、主典の口頭の「読申」に對して判官以上が口頭による判_{||}宣を与える、という方式を想定するのである。そして、判_{||}宣を受けた主典はこれを文章化し、処分者の名を記すことで一件が落着いたのであろう。また、更に文書が発給される場合には、基本的に全員の署名が据えられるのである。

この読申↓判（_{||}宣）の実態は、九世紀の太政官の「政」に見い出すことができる。^⑫

まず、『弘仁式』には「政」に関する次の二つの規定が存したと思われる。^⑬

⑫ 凡内外諸司所申庶務。弁官総勘、申太政官。其史読申、皆依司次。……

⑬ 凡庶務申太政官、若大臣不在者、申中納言以上。其事重者、臨時奏裁。自余准例処分。……

また、『延喜式』では次の規定が追加された。^⑭

⑭ 凡諸司諸国申政之時、史読申已訖、弁判曰云々。畢即史仰云縦。讀曰
与志

⑫は、弁官の太政官への申政に関する規定。弁官の「総勘」の後、太政官主典の史が「読申」する。一方⑬では、奏上するに及ばない事項について、「申」を受けた中納言以上_{||}長官・次官が「処分」することを記す。また、⑭は⑫の「弁官総勘」部分、所謂結政での作法と解されるが、この場合も主典の史が判官の弁へ「読申」し、それに対して弁は「判」を「曰」う。このように、史の読申は弁・中納言以上と二段階にわたった。中納言以上への読申に對する「処分」の方法は⑫⑬からは不明であるが、『西宮記』『北山抄』『江家次第』の記述^⑮からは、外記政における史の読申と、上卿（_{||}中納言以

上)の宣「与^ヨ之^シ」が確認されるのであり、かかる口頭処分は九世紀に遡らせて大過ないと思われる。また、結政における弁の口頭での指示は、石川名足の事例から、八世紀にまで遡ることが確認される。^②

以上、九世紀の太政官の「政」における読申↓判（＝宣）を確認した。「政」の次第は八世紀でも同様であったと推測されるが、上の考察結果から考えて、これは三判制が形骸化したものでは全くなく、日本律令の制定者が想定していた政務決裁の方式そのものであった。しかも、それは太政官に限られたものではなく、各官司に共通する決裁システムと考えるべきものである。

こうして日本律令国家の官司事務決裁システムが明らかになった以上、正倉院文書の〈宣＝判〉の意味も明白であろう。処分即ち〈宣＝判〉は命を受けた官人が文章化し、処分者の名を明記する（署名が行なわれる場合もある）ことで責任の所在を明らかにした。そしてこれが「宣」「判」と呼ばれたのである。^③ただし、造東大寺司の場合、宣＝判を記録するのは主典とは限らない。主典が〈宣＝判〉の主体である場合さえあるのであり、史生・案主も一定の役割を果たしている。^④かかるあり方は他官司でも同様かも知れず、更に検討が必要である。

さて、以上のような日本の官司の決裁方法は、唐の案卷システムに比べれば確かに未熟なものであった。日本の「文書行政」は官司内の案卷を置き去りにして官司間の文書のみを発達させたものとも言い得るのである。しかし、中国とて、案卷にみるような決裁システムをどれほど古くから発達させていたであろうか。居延漢簡などに案卷的なものが見られないことから推しても、それは紙の使用法に習熟し、複雑な官制が成立して以後のことに違いない。中国における三判制—案卷システムの成立史は、今後深めるべき課題である。

尤も、日本独自の決裁システムにも一定の歴史的前提があったと思われる。例えば、東野治之氏の提唱された「三等官制」論、即ち四等官制以前の官司は、長官とそれを補佐する次官、及び書記官からなっていたという説は魅力的であるが、かかる官制には読申↓判（＝宣）なる決裁方法は正に適合的である。また、各官司の構成員が官司の判断を独断せずに

「共知」するべきだという政治規範を、十七条憲法以来のいくつかの史料に見い出すことができるが、これは各官吏が個々の判辭を連ねる唐の案卷システムよりも、むしろ〈宣判〉へ署名によって同意するという日本の決裁方法に近しい。

即ち、律令制の決裁システムがそれ以前の方式を継承したものである可能性を、十分考慮すべきなのである。こうした点を踏まえ、官司機構の運用という観点から律令官僚制・公文書制の成立史を辿ってみるのも、興味ある研究課題であろう。

- ① 中田薫「養老令官制の研究」、『法制史論集』三上、一九四三年、発表は三七年、利光三津夫「奈良時代における官司制について」、『法学研究』四二一九、一九六九年、滋賀秀三「訳註日本律令」五・名例律四〇条訳註（一九七九年）。

- ② 註①各論文のほか、池田温「律令官制の形成」、『岩波講座世界歴史』五、一九七〇年、時野谷滋「日唐の四等官」、『律令制の諸問題』一九八四年。

- ③ “Tun-huang and Turfan Documents” I (1978, 80)。土肥義和「永徽二年東宮諸府職員令の復原」、『国学院雑誌』八三二・一九八二年）も参照のこと。

- ④ 後述の如く唐の官制は〈分判—分曹〉制を基本とするから、四等官の通掌は本局について見る必要がある。ただし、四等官の揃った最初の本局である門下坊（左春坊）は欠失部にあつて検討できないので、典書坊（右春坊）と家令寺から通掌を抽出した。

- ⑤ 唐長孺氏の用語による。池田温「中国における吐魯番文書整理研究の進展」、『史学雑誌』九一—三、一九八二年。

- ⑥ 内藤乾吉「西域発見唐代官文書の研究」、『西域文化研究』三、一九六〇年。

- ⑦ 大谷探検隊発見二八三六号文書（前掲内藤論文、『大谷文書集成』一八一—九八四年）。

- ⑧ 『六典』（卷一、左右司郎中条）によれば施行公文への捺印も「監

印之官」が行ない、印は夜になると宿直の官長（在京諸司）・当処の長官（在外諸司）に送付された。印の最終管理責任は長官にある（『唐律疏議』職制律長官使人有犯条）が、日中の業務では勾検官が印を監したのである。なお、『令集解』職員令太政官条「兼監官印」の令釈は、印そのものを長官が、捺印行為を少納言が監掌すると述べ、日本本の「監官印」は唐令の「監印」とは監掌の意味が異なると論じる。即ち令釈は、唐の「監印」は捺印行為の監督ではなく、印そのものの監掌だと見ているようであるが、的を得た解釈ではあるまいか。

- ⑨ 『六典』に記された唐の官制は複雑であるが、官司の職務の分掌という点に注目して整理すると、次の四つの類型を見い出すことができる。

- ① 長をもつ別局を構成するもの（括弧内は別局の主典より上位の官）
- 尚書都省——六部（尚書—侍郎—郎中）
 - 秘書省・殿中省・内侍省・太子左春坊—局（令—郎—丞）
 - 九寺・五監・太子三寺——署（令—丞）・監（監—丞）
- ② 判官以下が別々の曹を分掌するもの（仮に「判官分曹」と称する）
- 尚書六部、左右十六衛、左右羽林軍、太子左右諸率府、府州

③ 主典のみが別々の曹を分掌するもの……: 県
 ④ 曹には分かれぬが判官の分掌が明瞭なもの

中書省(六人分押尚書六司)
 大理寺(六丞判尚書六曹所統百司及諸州務)

本文の表八からは複数の判官の「分判」に対して、「通判官が「通判」することが明瞭であるが、判官の「分判」にはいろいろな方式があった。まず、右の①のような官司の本局では、特定の案件には決まった判官が当たるということはなく、自由に「分判」していたようである。次に、やや専門化したのが④と思われる、更に案件の種類別に担当判官が固定したのが②と思われる(③はその簡略形であろう)。いずれにせよ複数の判官の存在こそ「分判」の前提であり、判官分曹は「分判」を職務内容によって固定化したものと評価し得るであろう。

それでは、①の別局を如何に考えれば良いか。少なくとも、別局が本局と同様の官職構成を持つものでないことは確かである。何故なら、尚書六部を除くほとんどの別局では四等官制が貫徹しておらず、長(令・郎・監)―丞―主典のみが置かれるからである。別局には勾検官もまず置かれていない。ここで、東宮諸府職員令に見える別局を検討すると、長の通掌は「判X事」、丞の通掌は「檢校X事」らしいことに気付く(典膳局など)。つまり、長は「総判」せず、また丞は「判」を行なわないのである。また、別局の長の官品は本局の次官より低いこと、つまり本局の判官と同等であることも注目される。これらの点を総合すれば、別局とは本局と同様の「官司」ではなく、むしろ判官分曹に補佐職の丞が加えられ、作業単位として強化されたものと理解することが可能である。事務決裁の上では、複数の別局の「判」に対して本局の通判官が「通判」し、長官が「総判」すると見られるのである。また本局の勾検官は、別局に対しても「付事」や「勾稽」を行なうのであろう(制授・奏授告身式における尚書都省左司郎中の「付

某司」を見よ)。

このように、本稿では別局を判官分曹の発展形態と理解する。そして、判官の「分判」↓判官分曹↓別局、のすべてを(分判)分曹)制と称したいと思う。

本局↓別局について付言する。唐の公式令は別局の存在を前提にした文書様式を規定している。その具体的内容は、敦煌発見の開元年間の公式令断簡によって知ることができる(仁井田陞『唐令拾遺』へ一九三三年)公式令。ただし一部に誤りがあり、前掲の“Tun-huang And Turfan Documents” I に依るべきである)。まず、「関」は「内外諸司、同長官而別職局者」間、つまり別局間の文書である。また、「牒」は尚書都省から省内諸司に対する文書であるが、それは「応受刺之局、於管内行牒」の場合も同様であった。つまり、本局から別局へは「牒」が、別局から本局へは「刺」が使用されるのである。まとめれば左図の通りである。一方、本局間では符(下達)・解(上申)・移(並行)が使用された。このように、唐の官司文書は四等官をもつ「官司」間の文書と、「官司」内の文書の二本立てになっていたのである。判官分曹では「官司」内の文書は恐らく不必要であろうし、「案卷」への決裁と「官司」内文書が如何なる関係にあったかは未詳であるが、ともかく別局が四等官を持つ「官司」と次元の異なるものであったことは確かであろうである。なお、日本の官制には別局が発達していないから(後述)、刺・関などの文書は存在せず、かかる牒の



使用もほとんど見られない(例外は『延喜式』卷一一・二九の少納言・弁官間、刑部省・判事間の「牒」、ただし相互に牒する)。また、律令官司の「管隸」関係や官人考課についても、こうした日唐の官司構造の差異を踏まえて論を立てる必要があると思われる。

- ⑩ 敦煌発見の開元公式令(前掲)では、移・符において、郎中(判官)と主事・令史・書令史(主典)の署がなされたことが確認される(別局関係文書の開・牒でも同様)。また、唐の過所が近江園城寺に伝えられているが、そこでも判官と主典が署している(内藤湖南「三井寺所蔵の唐過所に就て」、『内藤湖南全集』七、發表は一九三一年)。
- ⑪ 市原亨吉「唐代の「判」について」、『東方学報』京都三三、一九六三年。
- ⑫ 『令集解』職員令神祇官条・太政官条。大宝令における通掌については、砂川和義他「大宝令復原研究の現段階」(1)、『法制史研究』三〇、一九八一年)を参考にした。

⑬ 太政官においては少納言に「兼監官印」の職掌が残された。ただし、『令集解』職員令太政官条の古記によれば、大宝令の太政官の「監印」は左大弁の職掌とされていたようである。なお、大宝公式令天子神璽条に規定する外印の使用法が養老令と異なっていたことも想起され(弥永貞三「大宝令逸文一条」、『史学雑誌』六〇―七、一九五一年)、太政官・諸司の「監印」については唐令継受の問題などから更に検討が必要である。

- ⑭ 中田薫「養老令官制の研究」(前掲)。
- ⑮ 大・中・少の区分(大内記・中内記・少内記など)は、日本令では大納言・少納言以外は、四等官の別の等級にあることを示さないようである。
- ⑯ 職員令画工司条の「判司事」や家令職員令一品条の「檢校家事」に示された通掌、更に各「司」の三等官構成などに別局制継受の痕跡が

窺われる。しかし、特に文書行政のあり方などから見れば、「司」に職や寮とは異なった別局としての運用が想定・実施されていたとは考え難い。なお、天平宝字年間の造東大寺司では、判官・主典などが「別当」として各「所」の職務を分担していた(五一―一八―二〇)。

ある官人が複数の「所」の別当である点などはやや異なるが、判官分曹との類似性が注目される。

- ⑰ 『六典』卷一、左右司郎中条。注は略した。
- ⑱ 仁井田陞「唐令拾遺」(前掲)公式令復原第三八条。
- ⑲ 利光三津夫「奈良時代における官司制について」(前掲)が日唐の「判文」の違いについて簡単に触れている。
- ⑳ 大宝令では、解・移・過所には長官と主典が署名しつらしい(日本思想体系「律令」(一九七六年)公式令移式条・過所式条補注。養老令では移式が長官・主典、過所式が次官・主典の署に変更されたが、これとて判官・主典の署が据えられた唐の官司文書とは異なり、大宝令制を簡略にしたものと見なし得る。なお、符は例示が太政官になっているため判然としなが、長官と主典の署であるのが令意らしい(前掲「律令」公式令符式条頭注)。
- ㉑ 太政官の「政」については、橋本義則「外記政」の成立(『史林』六四―六、一九八一年)、森田佛「太政官制と政務手続」(『古代文化』三四―九、一九八二年)。
- ㉒ 『延喜式』卷一一・太政官、第一・二条(「弘」の標目あり)。
- ㉓ 『延喜式』卷一一・太政官、第六条(「延」の標目あり)。
- ㉔ 『西宮記』卷七・外記政、『北山抄』卷七・外記政、『江家次第』卷一八・外記政。
- ㉕ 『続日本紀』延暦七年六月丙戌条。森田前掲論文の指摘による。
- ㉖ 橋本義則「外記政」の成立(前掲)。なお、平安時代の南所申文・陣申文では口頭による読申は行なわれず、上卿は文書を見て処断

宣を下した。

② 天平勝宝元年八月の「大納言藤原家隆」に対し、造寺司は「判許

判官安倍朝臣 申上福物」なる判文を追記している(三一・二七三)。福

物は川村福物と見られ造寺司四等官ではないが、ここに「申上」判

なる関係が見られるのは注目される。このような「申上」は他にも見

出すことができる。なお、全ての判が口頭処分と関係する訳ではなく、

書面上の手続きだけで済んだものも当然あったと思われる。

② 利光三津夫「奈良時代における官司制について」(前掲)。

③ 東野治之「四等官司制成立 我國の職官制度」(『ヒストリア』五八、一

九七一年)。

④ 『日本書紀』推古十二年四月庚辰条(十七日)、『続日本紀』天平二

年十月甲子条・天平十四年五月庚午条など。

結 語

三章にわたって奈良時代の宣について検討してきた。既存の研究よりも幾分具体的に、宣の実体や文書行政との関係を明らかにできたかと思う。

しかし、問題もいくつか残っている。何より、現在知られる奈良時代の宣の大部分が、写経所関係のものである点が問題である。造東大寺司―写経所という機構が一般の官司と如何なる点で相違し、如何なる点で共通していたかを、別の観点から明らかにする必要があるのである。なぜなら、〈宣判〉は良いとして、〈奏宣の宣〉がここまで多数かつ直接的に現われるのが、一般の官司でも同様であったとは考えにくいからである。こうした点を踏まえて、平安時代の内侍宣との関係を見据えつつ、奈良時代の女官・尼の宣の一般的状況を更に考えたい。

また、右の点にも関連するが、本稿では議政官の宣 \parallel 上宣が扱えなかった。この問題も〈奏宣の宣〉〈宣判〉の両側面から考える必要があると思われるが、他日を期したい。^①

更に贅言を費やすなら、案巻の考察で示したように、同じ様な公式令を持っていても日本と唐では「文書行政」の運用がやや異なっていた。これは日本律令国家の「文書行政」を、より実態に即して考察すべきことを示している。古代古文書学は、日本の公式様文書の分析・紹介だけで事足りりとしていてはならないのである。また、宣判についても、それ

を和訓にするとノリコトワリということになるが、実に両者とも「法」を表す語であることは興味深い。かかる観点から、古代の法の観念を抽出することも、或いは可能かも知れない。いずれにせよ、論点をさらに広い目で再検討し、日本古代の官僚制の研究の一助としたいと考えている。諸賢のご叱正を切望する次第である。

① 拙稿「上宣制の成立」(発表予定)。

七年。

② 吉田晶「古代における法と規範意識」(『日本の社会史』五、一九八

(京都大学大学院生

)

The *Sen* 宣 of the Nara Period

by

Shinji Yoshikawa

This article is meant to discuss some characteristics of the *sen* (宣) which appeared in the historical sources of the Nara period.

The *sen* is divided into three categories; “the *sen* of imperial orders”, which were the manifestations of imperial intentions handed down through the hands of the *nyokan* (女官), (2) “the *sen* of decisions”, which were the proclamations of official settlements within administrative circles, and (3) “the *sen* of authority”, which were of a rather private character.

Among these three categories, the second one was closely related to literal administration, sometimes taking the actual form of official documents. This was rather exceptional, because the administrative circles of the Japanese *ritsuryo* (律令) government, which hadn't originally had a system of written procedures, usually gave oral settlements to the petitions from the side of the *sakan* (主典).

I also succeeded in reconstructing the communicative channels and the methods of the *sen* to some extent.

In conclusion, the following points were made clear. First, the *sen* of the first category was probably dispatched by oral communication. Second, however, documents which substituted for the oral *sen* existed. Finally, these documents can be interpreted as the formal origins of the *senji* (宣旨) in the Heian period.

The Working Class and Their Autobiographies in Victorian England

by

Ryo Sakuma

“The labour aristocracy” or “the respectable working-men” have attracted much attention as the key groups in understanding British work-